

# 【会議録】

会 議 名	第2回受動喫煙防止対策巡回等業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和5年2月17日（金）午後19時00分から
開 催 場 所	みなと保健所 2階栄養室
出 席 者	<出席者> 5名 吉見委員長、二宮副委員長、龍岡委員、花島委員、大浦委員 <欠席者> なし
事 務 局	みなと保健所健康推進課
会 議 次 第	1 開会 2 審議事項1 第一次選考結果について 3 審議事項2 第二次選考について 4 閉会
配 付 資 料	資料1 受動喫煙防止対策巡回等業務委託事業候補者選考一次審査集計結果 資料2 第3回選考委員会進行スケジュール（案） 資料3 第二次審査採点基準表（案） 資料4 受動喫煙防止対策巡回等業務委託事業 プロポーザル第二次審査の実施に関する留意事項（案）

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	
委員長	<p>1 開会 (開会の挨拶) (事務局より配付資料の確認)</p>
委員長	<p>2 審議事項1 第一次選考結果について (事務局から資料1について説明)</p>
B委員	<p>講評をお願いします。 A事業者を高く評価しました。A事業者はB事業者と比べて全体的にバランスが取れた提案で5年間の事業計画をやや分かりやすく記載されており、具体的な工程の記載がありました。一方でB事業者の提案内容は、人員体制も確保されて実現の可能性は高いと見受けましたが資料のページ数が若干多く、文章をずっと羅列していてやや読みにくかったです。今後の展開についてもA事業者と比べるとB事業者は後年の具体的な展開イメージがしづらく、事業への履行能力は高く見受けられましたが、少し先を見据えた展開の面は若干不安点を感じました。あと基本事項の評価がA事業者は210点、B事業者は130点で80点の差があるため、差が出た要因を事務局は再度委員にご検討いただければと思います。</p>
C委員	<p>A事業者の【様式7】は、あまり具体的な記載が見えませんでした。接遇の教育も比較的一般的で、汎用的な研修手法を記載している印象でした。【様式8】の区単体の支援で店舗情報、位置情報を連携する記載があることに「あれ」と思いました。ただ事例によっては支所との調整や現地等を積極的に行う記載は安心しました。【様式9】は長期継続契約の強みを十分に出しておらず、抽象的な表現がありました。B事業者は【様式6】の月末の報告書作成や経験者を配置する、スキル習得までの期間等詳細なスケジュールを作成して、業務の進め方のイメージを持っている印象でした。【様式8】はなかなか言うこと聞かない、繰り返しケースも改善されない事業者に対してどのように働きかけていくかについて「しっかりと説明する」は抽象的な表現と感じました。【様式9】の長期継続契約は強みとしてコールセンター業務の経験を生かして苦情内容ごとにまとめたデータ作成を行い、蓄積データを活用して担当変更にも速やかに従事できるようにすると具体的な記述があるため、私は比較的B事業者は若干高評価でした。</p>
D委員	<p>全体的な印象の差はありませんが、A事業者は確かにスケジュール等テーマを持って非常に明確な答えが出ていますが、実際に配置の人数や具体的なことはB事業者が具体的な人数配置等を明記していました。また業務についての理解度では、A事業者はたばこ条例の中で、「みなとタバコルール」の第9条だけを取り上げているため、条例は若干B事業者の方が設問の理解が深かった気がして高い傾向になりました。将来性について長期間に渡る契約での事前申請については、どちらも2年、3年、4年経過した時の前年の繰り返しのような定型パターン化したようなものが見られましたが、繰り返しの指導に従わない場合にどうするのかという問題が発生した際の対応する姿勢がB事業者の方が若干高い様子が見られました。相対的に大差は感じませんでした。</p>

E委員	表現の仕方も異なりまして、A事業者はグラフィックを上手く使い説明も上手いですが、細かい現実の記載はあまりないと思いました。【様式7】も、みなとタバコルールのことだけでパターンが画一的でした。B事業者は文章がずらずらと繋がっているだけで若干分かりづらいですが、細かい箇所はよく記載していました。【様式8】の具体的な対策に関してはB業者の方が一步踏み込んでいると感じました。【様式9】の将来性は結局コピーで5年間続けている感じがしますが、B業者は若干発展性がありました。
A委員	各委員の講評から、両事業者は大差がある様子よりは一長一短と感じました。一つ明確に思ったのは、みなとタバコルールにA事業者が若干限定的な表現をしているため、そこに関してB事業者は全般的ではある。個別ではB事業者の方が、具体的に書かれている部分が多い所は共通していました。私は説明の分かりやすさと課題理解は若干A事業者が良いと思いました。講評を踏まえ採点の修正等がありますか。 (委員一同、異議なし)
委員長	B委員からご指摘の第1項の追加説明を事務局からお願いします。 (事務局から追加説明)
委員長	区の基準の6割を満たすところを含め、事務局案としてA事業者、B事業者共に一次審査は合格として2社を第一次審査通過でよろしいですか。 (委員一同、異議なし)
委員長	第二次選考に進むのはA事業者とB事業者の2社と決定します。
	3 審議事項2 第二次選考について (事務局から資料2、資料3、資料4について説明)
委員長	質問意見等をお願いします。
B委員	一次審査でも法令に関する理解について、港区のルールを言及している事業者がありましたので、区の取り組みへの理解のところを少しポイントとして、この中に入れ込むと良いと感じました。
A委員	「みなとルール」だけではなく確認的な箇所は必要なのかについて、経験、専門性よりは背景、理解の辺りを委員のご指摘の提案、専門性の1あたりからいかがですか。確認ですが「4 理解・回答力」は事業や背景の理解、回答力ではなくプレゼンに関する理解ですか。
事務局	「4 理解・回答力」は、質問に対して回答を行うコミュニケーション能力を見ます。
委員長	法的条例と区のルール含めて背景、理解はどこかに続けて良いことかなど。そこは良いと思います。そのまま「1 提案の専門性」は及び背景理解としての課題理解ですかね。そうしましたら、1番の所に決める形で更新する。文言の書き方は事務局とB委員の調整をお願いします。
B委員	資料4「業務責任者」と資料3「総括責任者」は同じ人物を指しているように思いますが、いかがでしょうか。
事務局	B委員の発言通り同じ内容です。資料4の1(2)の「仕様書に記載する業務責任者」は総括責任者のため修正します。
委員長	資料3(1)の5項目の修正と追加、資料4の1(2)の修正をお願いします。あと第二次審査の質疑説明は共に15分でよろしいですか。また共通質問を設定

B委員	<p>するのか否かの説明質疑について時間を含めていかがでしょうか。</p> <p>プレゼンテーションはパソコンの使用は可能とありますが、仕様書の中身を投影するのか或いは追加資料をパワーポイントで用いて説明するのか、イメージをすり合わせた方が良くと思います。</p>
事務局	<p>想定していたのは、今回の提案書に基づくこと、二次審査のプレゼンテーションでスクリーンに投影して行うイメージからすると、これだけでは資料としては足りないため補足資料を10枚まで付けることは構わないルールを当初選考基準の中で行っていましたが、両事業者共に補足資料はありませんでした。従って今回は当初のルール通り、プレゼンテーション資料はなしとして、提案書【様式5】【様式6】等の投影やパソコンの使用の有無については事業者の自由と考えています。なお、別途パワポの資料を作成することについての可否も本委員会での決定になります。</p>
A委員	<p>プレゼンの資料のイメージで補足資料の位置付けがありましたが、提出はなかったと。ちなみに募集要項の中にプレゼンの資料も補足資料として最初に提出できること、また後からも締め切っているためここからの提出は少なくともない前提ですか。</p>
事務局 委員長	<p>そのような考えです。</p> <p>両事業者は我々が質問した資料のみでした。スクリーンに投影するのか口頭だけで行うのかは各社の判断になります。B委員からの状況の認識のすり合わせは、今回は関係がないため我々が一次審査で見たABの資料内容に基づき、場合によって投影してプレゼンする流れになりますがよろしいですか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>15分プレゼンを行い、ヒアリング15分についてはプレゼンが早く終わった際はヒアリングに移ります。質疑は特段ありませんか。</p>
事務局	<p>プレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは15分程度を考えています。委員からの質疑が出尽くした際は15分より前で切ることも可能です。逆に多く聞きたい場合は15分超過することも鑑みて15分程度を考えています。</p>
委員長	<p>プレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは15分程度、全体30分程度でよろしいですか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>資料2、3、4について確認はありますか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
委員長	<p>資料3は修正等の対応をお願いします。</p>
委員長	<p>4 閉会 (閉会の挨拶)</p>